


一般質問通告書

次のとおり質問したいので通告します。

平成 30 年 8 月 15 日

山北町議会議長 府川 輝夫 殿

受付番号	第 1 号	質問議員	10 番	小 栗 直 治	
件 名	町設置型浄化槽事業特別会計について問う				
要 旨					
山北町は、緑を守り水源の町として努力されています。 河川の水質を守るために					
下水道事業の普及に努めたり、下水道設置計画のない三保、清水、共和、高松地域には					
町設置型浄化槽事業を導入され、県水源税補助対象エリアの、丹沢湖上流から事業着手さ					
れ、努力されている事は、大変良い事業と認識しているところです。					
この事業は平成 6 年に国庫補助事業として創設されたもので、自治体が各町民個人宅地					
敷地内に自治体所有財産である『合併浄化槽』を設置し、その後の維持管理は自治体が行					
う事業であります。しかし、本事業が始まりすでに 24 年も経過し、社会の状況も大きく					
変わりました。特に山北町においては、過疎化、少子化、高齢化が急に押し寄せた結果、					
後継者のない老親世帯、一人暮らし世帯、空き家などが目立ってきました。このように、					
人口が減り世帯数が減り、町浄化槽利用者が減り、下水道使用料を納入する人がいなく					
なっていく一方、浄化槽設置した山北町には、維持管理はそのまま残ります。浄化槽は機					
械なのでいつかは壊れます。また日常の小さな修繕は毎年増え続けます。将来このままで					
良いのでしょうか。					
また、浄化槽設置した住宅の持ち主が、増築や改築、建て直しなどの場合はどうでしょ					
うか。町所有浄化槽のため、移設、撤去又は、ほかの場所に新設などの、申請相談が					
あった場合は、町として町費対応されるのでしょうか。					
さらに、町が本事業に助成をいただいている神奈川県の水源税の将来見通しはどうで					
しょうか。国における『全国森林環境税』の新税の動向と、神奈川県『水源環境保全税』					
が国税に上乘せ交付されるかなど、まだまだ不明であります。また、県の水源税は、超					
過課税であり、これからの県税の動向も重視しなければなりません。					

<p>県の水源環境保全税がそのままあれば山北町の浄化槽設置事業も、当分は財源確保されれると思いますが、まだまだ流動的であります。</p>
<p>次に、本事業の全国的な取り組み状況を公営企業決算統計から、調べてみると個人設置の合併槽『浄化槽設置助成』を含んだ下水道事業実施自治体は 1,236 団体、山北町と同じ町有財産の浄化槽を個人宅地に設置し事業を行っている自治体が、176 団体ありました。</p>
<p>山北町の近隣では、静岡県では、掛川市、御殿場市の 2 市、山梨県では、甲府市、甲斐市、甲州市の 3 市、神奈川県は相模原市と山北町です。 山梨県の身延町は取り組んでいましたが、現在は廃止事業としているようです。</p>
<p>全国の実施自治体では、個人設置の合併槽の設置助成と、自治体で維持管理を続ける 2 つの事業形態が主流ですが、数年経過すると、自治体が設置した浄化槽管理も、個人に所有権を移し(払い下げ)、その後は個人の責任で管理をして頂く方法が多く自治体で採用されていました。</p>
<p>私は、全国の動きのように、当町の特別会計事業も早急に見直しされ、長く財政負担が町に残らないようにすべきと思っています。</p>
<p>町設置型浄化槽を設置した場合は、下水道使用料を支払えばそれで良いのではなく、機械の修理、日常の検査、点検費用、くみ取り清掃はずっと続く訳ですから、一定の期間、町が管理した後は、個人に日常管理をして頂く方法が良いと提案します。</p>
<p>町は、下水道補助事業外エリアの個人設置の合併浄化槽設置工事に補助金が支給されるものの、その後の日常管理は、すべて個人負担、個人責任になります。</p>
<p>また、個人負担額を調査してみると 合併槽 7 人槽で見たとき、 法定検査料 6,000 円 浄化槽くみ取り清掃年 2 回として 32,000 円、浄化槽保守点検料年 4 回として 17,000 円 浄化槽ファン電気料 1,500 円とすると、年間 56,500 円位は、個人の負担になります。これら同じ水質保全を目標にした下水道事業ですから、個人で設置する浄化槽管理と町が行う町設置型浄化槽管理では、設置後の日常管理が大きくかわります。人数分の使用料を支払えば、自分の家の敷地にある浄化槽の日常維持管理はすべて公費で行ってくれるものと、設置だけ助成をいただき、その後はすべて個人持ちでは、同じ町民として管理費用面に大きな差が生じます。</p>
<p>これから、さらに人口減少社会に入ると、町設置型浄化槽には次のような、問題発生も</p>

考えられます。
① 使用者が死亡又は、転居等で使用休止した場合、浄化槽管理はどうするか
② 浄化槽の使用、機械修理、劣化による部品交換などの増大が考えられる
③ 敷地所有主の住宅増改築に伴う、町の対応は
④ 下水道使用料だけでは、本事業の維持管理が負担できなくなったとき、一般会計からの繰り入れが、毎年増加しないか
私は、町の将来を考えた時、国県の事業補助、助成もまだまだ不明であるし、下水道使用人口も減る中、毎年修理費等が増額する特別会計は、全国市町村にも例があるように、浄化槽設置後、10年経過したら敷地所有者に、町財産である合併浄化槽を所有権移転(払い下げ)を行い、その後は個人が設置した場合と同じように、個人の責任において、管理して頂くように方針変更して、議会等の手続を取るべきと考えます。
その為には、早急に下水道審議会等を開催され『町設置型浄化槽事業特別会計』を見直すべきであると考えています。町の対応が遅れば遅れるほど、特別会計事業に一般会計からの繰り入れが増加しませんか。
審議会の方針、町の方針が出て、町議会が了承したとしても、実際に所有権移転作業が始まった時、払い下げを受け取らない町民も多くいらっしゃると思われるので、丁寧な長い話し合いが必要だと思います。いろいろな問題を抱えていると思われる、『町設置型浄化槽特別会計事業』を町長は根本的に見直す考えはあるか伺います。